

道の駅西条のん太の酒蔵直売所出荷者募集要項

1. 目的

令和4年7月に「道の駅西条のん太の酒蔵」がオープンしました。

東広島市の地域振興・地産地消を共に目指す仲間として、地元生産者・加工業者の方々に直売所へ農林水産物または加工品の出荷をしていただける方(直売所出荷者会の会員)を募集します。

2. 出荷者会について

(1)出荷者会

道の駅のん太の酒蔵へ出荷するには出荷者会への入会が必要です。

この出荷者会は、地域の特色を活かした農林水産物や加工品、商業者が製造する商品等の道の駅への安定供給を目的とした出荷者の集まりです。

(2)出荷者の条件

- ・ 出荷者会の会員であること
- ・ 東広島市或いは広島県内に居住し、自ら生産、加工、製造或いは販売している者
- ・ 反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等）に該当しない者
- ・ 公序良俗に反しない、法令を遵守できる者

(3)出荷までの流れ

- ① 「出荷者会申込書」を道の駅に送付する。（送付先は末尾に記載）
- ② 「新規出荷者会説明会」の案内を道の駅よりメールが届く。
- ③ 「新規出荷者説明会」に参加する。（月1回開催 毎月20日頃）
- ④ ③の説明会において、必要書類(②のメールで詳細を連絡)および年会費を提出する。
- ⑤ 約1週間程度で「生産者コード」をメールにて連絡する。
※加工品の場合は、1週間以内に商品徐由豊を専用フォームに入力しサンプルを持参する。そのうえで出荷可能商品と置き場所を決めた後、コードを送付する。
- ⑥ 翌月1日より出荷開始。

(4)入会金、会費：・入会金なし

・年会費

- ① 東広島市居住者：1,000円
- ② 東広島市以外の居住者：2,000円

3. 出荷規程について

(1)販売手数料等

①販売手数料

項目	内容	販売手数料
農林水産物	野菜、果物、米、花など	販売価格の18%
加工食品等	農林水産加工品、菓子、惣菜など	販売価格の25%
工芸品等	陶器、民芸品、各種雑貨など	販売価格の25%

②ラベル代 (POSレジ用ラベルシール)

- ・ラベル代は1枚1円とし、販売代金から差し引きます。
- ・ラベル代は、ラベル発行機で出荷者が発行した枚数とします。

※JA広島中央集荷場でラベルを貼る場合は商品1点につき2円となります。

(2)施設利用

①販売管理

出荷された商品は、販売委託されたものとし、消費税を含むバーコード表示価格(内税式)で販売します。販売実績はPOS レジで管理し、出荷者ごとに集計します。

②納品および引き取り時間

- 8 時00 分～20時30 分※営業時間中も、随時納品できます。
- ※前回納品分の余剰品の引き取りもできます。

③販売価格の設定

- ・販売価格は、出荷者が自由に設定できるものとしませんが、市場価格や他の類似商品の価格と著しく均衡を欠く時は、運営団体が価格の調整ができるものとしします。
- ・売価設定は最低価格を100 円(税込)とし、価格は10 円単位で設定してください。

④納品・陳列方法

- ・搬入時間内に出荷者が持ち込み、指定場所に自ら陳列してください。
- ・出荷の際に検品は行わないものとし、出荷者の責任で商品搬入、包装、バーコードラベルによる価格表示を行い、売場に陳列してください。
- ・出荷品目、出荷量は出荷者の裁量とししますが、過剰出荷が予想される場合陳列スペースの都合により、1 出荷者あたりの出荷量を運営団体が制限することができるものとしします。

⑤品質管理

- ・出荷者は陳列期間の基準に沿った確認・回収を行ってもらいますが、品質上問題がある場合は、現場担当者の判断により陳列期間内であっても撤去します。

⑥情報提供

- ・販売情報は、メールにて希望するアドレスに1日に3回配信します。
配信時間は13時、16時、20時30分です。販売情報はその日の累計個数と累計売上を送付します。また売上がない場合は、メール配信はされません。

⑦代金精算

- ・毎月月末締めとし、翌月10日に指定のJA口座に「販売手数料」、「バーコード・ラベラー代」、「振込手数料」を引いた金額を入金します。休日の場合、金融機関の翌営業日とします。

⑧陳列期間、撤去基準

- ・陳列は納品した際に、出荷者が指定の区域に陳列するものとします。
青果物の陳列期間は、原則として以下の基準とします。

区分	目安期間
葉物	2日以内
根菜類	4日以内
その他青果物	現場担当者の判断による

※加工品等の陳列期間は、賞味期限等を基準として現場担当者が判断します。

- ・撤去したものについては、「道の駅内のテナントの引き取りによる提供食材への転用」または「食品工場での引き取りによる加工品への転用」を行います。

※転用ができなかったものは処分させていただきます。

⑨撤去した商品の転用基準

出荷者が回収できない撤去商品を、テナントおよび食品工場での引き取りによって転用する時は、以下の基準に沿って行います。

- ・原則として、無償での引き取りとします。
- ・ただしテナントおよび食品工場と個別に合意した場合は、その内容に沿って対応します。

⑩クレーム対応

販売した農林水産物等の事故及びクレーム対応は、次のとおりとします。

- ・購入者からのクレームについては、指定管理者が対応することを原則とします。

ただし、出荷者に明らかな原因がある場合には、指定管理者は出荷者及び出荷者会に再発防止を求めます。

- ・販売品の事故等により費用請求があった場合、指定管理者は速やかに対応します。ただし、明らかに出荷者に事故原因があると判断される場合は、当該出荷者にその負担を求めます。

⑪集出荷について

- ・原則として直接施設に納品することを前提としていますが、集出荷を希望される場合は、JA広島中央の集荷場に出荷してください。

販売手数料とは別に集荷手数料として売上の3%を徴収します。

※JA広島中央のラベルを使用してください。加工品は集出荷の対象外です。

(3)出荷品目

- ・適正な品質と安全性を備えた農林水産物等又は加工品、工芸品とし、不良品等は不可とします。
- ・原則として自ら生産する農林水産物等又は自ら加工・製造または販売する加工品や工芸品とします。
- ・食品衛生法その他関連法令に基づく適正な生産、出荷方法を遵守し、また「製造物責任法（PL法）」に対する対応は、製造者・出荷者が自らの責任において保険加入等の対応を行っていただきます。

4. 申込み方法

(1) 提出するもの：出荷者会申込書

※申し込み後に出荷者会規則・規程を確認後、誓約書、JA通帳のコピーを提出

※加工品の場合はPL保険の写し、必要であれば営業許可・営業届の写しを提出

(2) 申し込み方法：郵送、メールまたはFAX

〒739-0041東広島市西条町寺家 10020-43

TEL：082-493-8131FAX：082-493-8132

Mail: nonta@midori-gr.com

(株)第一ビルサービス道の駅西条のん太の酒蔵 出荷者募集係